

◆中国残留邦人等の健康福祉◆

■中国残留邦人等の支援■

◎身元引受人

永住帰国する中国残留邦人等のうち、在日親族がない方（所在不明の方を含む）又は在日親族による身元引受けが行われない方に対し、在日親族に代わって帰国後の日常生活面での相談・助言を行い、日本社会への早期定着自立を図ることを目的としています。

資 格 特別事情残留邦人世帯構成員及び特別事情残留邦人の肉親の置かれている立場に理解を有し、日本社会に早期定着するための指導に熱意をもって当たることができる方。

業 務 1 特別事情残留邦人世帯構成員の日常生活上の諸問題の相談、援助
2 特別事情残留邦人世帯構成員の定着自立に必要な助言、指導

身元引受人の決定

身元引受人のあっせんは、原則として、特別事情残留邦人の帰国前に行います。また、身元引受人の決定は、双方の合意を得た上で決定します。

身元引受期間 身元引受開始から3年以内

◎自立支援通訳

永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が定着先の地域社会の医療機関で受診する場合や関係行政機関等での助言・指導及び援助を受けることを容易にするため、自立支援通訳を派遣し、永住帰国者等の定着自立の促進を図ります。

資 格 永住帰国者等の言葉（中国語又はロシア語）と日本語との通訳の能力を有し、永住帰国者等の援護に理解と熱意がある心身ともに健全である方

業 務 1 医療機関で受診する場合
2 福祉事務所等の関係行政機関から助言、指導又は援助を受ける場合

◎千葉県中国帰国者自立研修センター

永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等に対し、通所方式により、日本語指導、地域の実情を踏まえた生活相談・指導等を行うことにより、地域社会における円滑な定着自立の促進を図ることを目的としています。

業務内容 1 日本語教室（再研修）・スクーリングの開設
2 相談室（生活相談・指導等）

対 象 者 中国帰国者定着促進センターを修了後、県内に居住した中国帰国者及びその同伴家族等

そ の 他 費用は、無料です。

問合せ先 千葉県中国帰国者自立研修センター

〒260-8058

千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター3階

電話 043(247)6500

◎地域生活支援プログラムの実施

永住帰国した中国残留邦人等の社会的・経済的自立を助長するため、日本語教室等へ通所するための交通費・教材費等を支給しています。

対象者 永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等

支給額 通所に必要な交通費、教材費の額（上限あり）

◎支援給付費の支給

永住帰国した中国残留邦人等の老後の生活安定のため、世帯の収入が一定の基準を満たさない場合に支給します。

実施主体 居住地の保健所（健康福祉センター）（町村居住者分）

※ 市居住者については、その市で支給します。

対象者 中国帰国者等とその配偶者のうち、世帯の収入額が一定基準に満たない者

◎配偶者支援金の支給

永住帰国した中国残留邦人等ご本人がお亡くなりになり、残された配偶者の生活安定のため、支援給付を受給している場合に支給します。

実施主体 居住地の保健所（健康福祉センター）（町村居住者分）

※市居住者については、その市で支給します。

対象者 永住帰国した中国残留邦人等の帰国前から継続して婚姻関係にある配偶者で、中国残留邦人等ご本人がお亡くなりになった後も支援給付を受給している者

◎支援・相談員の派遣

支援給付等の申請等に際し、中国残留邦人等に理解が深く中国語等ができる支援・相談員を実施機関等に派遣してニーズに応じた助言等を行っています。

業務内容 1 支援給付等事務を行う職員の補助業務（実施機関窓口での受付・申請、相談、必要な聴き取り）

2 支援給付等受給者の生活状況の把握及び家庭訪問

3 その他日常生活上の生活相談等に関するこ